

第百八十九回国会 衆議院 原子力問題調査特別委員会議録 第二号

平成二十七年四月十六日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 吉野 正芳君
理事 岩田 和親君 理事 齋藤 健君
理事 白石 徹君 理事 鈴木 淳司君
理事 宮澤 博行君 理事 田嶋 要君
理事 初鹿 明博君 理事 赤羽 一嘉君
理事 石川 昭政君 理事 江渡 聡徳君
理事 大西 英男君 理事 勝沼 栄明君
理事 岸 信夫君 理事 佐々木 紀君
理事 齋藤 洋明君 理事 白須賀貴樹君
理事 助田 重義君 理事 津島 淳君
理事 中村 裕之君 理事 額賀福志郎君
理事 古田 圭一君 理事 細田 健一君
理事 細田 博之君 理事 御法川信英君
理事 宮路 拓馬君 理事 村井 英樹君
理事 築 和生君 理事 阿部 知子君
理事 荒井 聰君 理事 逢坂 誠二君
理事 菅 直人君 理事 馬淵 澄夫君
理事 太田 和美君 理事 柿沢 未途君
理事 河野 正美君 理事 中野 洋昌君
理事 樋口 尚也君 理事 塩川 鉄也君
理事 藤野 保史君

- 政府参考人 山本 哲也君
(内閣府大臣官房審議官)
政府参考人 熊谷 敬君
(復興庁統括官)
政府参考人 伯井 美徳君
(文部科学省大臣官房審議官)
政府参考人 田口 康君
(文部科学省大臣官房審議官)
政府参考人 土井 良治君
(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人 高橋 泰三君
(資源エネルギー庁次長)
政府参考人 多田 明弘君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)
政府参考人 山田 知穂君
(原子力規制庁長官官房審議官)
政府参考人 櫻田 道夫君
(原子力規制庁原子力規制部長)
政府参考人 廣瀬 直己君
(東京電力株式会社代表取締役社長)

委員の異動

四月十六日

高木 毅君 補欠選任

宗清 皇一君 古田 圭一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

古田 圭一君 宗清 皇一君

同日 白須賀貴樹君 高木 毅君

赤池 誠章君
向大野新治君
田中 俊一君
中井徳太郎君
松永 邦男君
兵谷 芳康君

参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件
○吉野委員長 これより会議を開きます。
原子力問題に関する件について調査を進めま
す。
この際、原子力規制委員会の活動状況について
説明を聴取いたします。田中原子力規制委員会委
員長。
○田中政府特別補佐人 おはようございます。原
子力規制委員会委員長の田中俊一でございます。原
衆議院原子力問題調査特別委員会における御審
議に先立ち、原子力規制委員会の活動状況につい
て御説明申し上げます。
原子力規制委員会は、原子力利用に対する確か
な規制を通じて、人と環境を守るという使命を果
たすため、さまざまな政策課題に取り組んでおり
ます。
まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正か
つ適切な実施について申し上げます。
東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を
踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査
については、これまで、発電用原子炉については
十一の事業者から二十四基の原子炉に係る申請
が、核燃料施設等については八つの事業者から十
九の施設に係る申請が出されております。このう
ち、九州電力川内原子力発電所一、二、三号炉及
び関西電力高浜発電所三、四号炉、二、三号炉及
び関西電力高浜発電所三、四号炉に対して設置
変更許可を行い、さらに、九州電力川内原子力
発電所一、二、三号炉に対しては工事計画の認可を行い、
使用前検査を開始するなど、原子力施設等に関す
る審査、検査を順次進めております。
第二に、東京電力福島第一原子力発電所の廃
炉に向けた取り組みの監視等について申し上げます。

原子力規制委員会としては、福島第一原子力発
電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に
向け、規制当局としての立場から、積極的な監
視、指導を行うとともに、周辺地域のモニタリン
グに取り組んでおります。引き続き、東京電力の
対応状況について、必要な指導や助言を行ってま
いります。
また、安全上の観点からの優先順位を明確に
し、完了した措置と引き続き対策が必要な措置が
わかるようにするため、中期的リスクの低減目標
マップ平成二十七年二月版を決定いたしました。
今後、当該マップを定期的に見直し、目標の達成
状況の評価を行います。
第三に、原子力災害対策及び放射線モニタリン
グの充実について申し上げます。
原子力規制委員会では、平成二十四年、原子力
災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策指
針を策定し、その充実を努めております。また、
地方放射線モニタリング対策官事務所の新設等に
より、緊急時モニタリング体制の充実強化を図っ
ております。
最後に、核セキュリティ対策の強化、国際社
会との連携について申し上げます。
原子力規制委員会では、核セキュリティ対策
の強化のため、本年二月、国際原子力機関、IA
EA 国際核物質防護諮問サービス、IPPAS
ミッションを受け入れました。今後示される正式
報告書の勧告事項や助言事項について、適切な措
置を講じます。
また、原子力規制の向上のため、原子力規制委
員会は、IAEA等の各種委員会に参加するとと
もに、IAEAの総合規制評価サービス、IRRS
の受け入れを進めています。
以上、原子力規制委員会の活動状況について御

○田中政府特別補佐人 おっしゃるとおり、早急にこの対策は実現していただくということで、昨日も、再三にわたってそういったことを東電の方々に求めております。

○初鹿委員 やはり、規制当局なんだから、積極的にもうちょっとかかわって、監視してもらいたいなと思うんですよ。

それで、今回、実施計画にこの水の対策が載ったのは三月三十一日からですか、実施計画の中にこの汚染水の対策が載ったのは。

○廣瀬参考人 これは昨年度からでございます。

○初鹿委員 前回伺ったときに、まず、液体廃棄物ではないということですよ。だから、基本的には炉規法の中での対応にはならない。ただ、事故が起こったということで、特定原子力施設ということで実施計画の中でその対策を盛り込んでいく、そういう御説明でしたよね。

先ほど、こういう対策をとって濃度が下がっていったら、その濃度が下がっていったら、き実施計画に載って、そしてきちんと対応するようになるんですけども、濃度が高いときは、調査をしている段階だと、実施計画の対象になっていないわけですよ。高いときにはそのまま海に流されていて、ある程度対策がとられたときになってやっと港湾の中に入れていくように今なっていると思うんですが、そもそも、実施計画に載せる前からやはり対応をとるべきだったんじゃないかと思うんですよ。

その辺は、規制庁としてはどのように考えているんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 ちょっと御質問の趣旨を正確にしたいと思うんですが、今のK排水路の状況が濃度が低くなっているというのは、たまたま今大雨がないということだけで、状況の変化は基本的にありません。

ただ、今回、三月三十一日に出された実施計画では、K排水路の措置について、当面はポンプアップをして、湾内に水をB排水路の方から合流させて流すということ、それからモニタリ

ングをきちっとするという事です。

それから、これは廣瀬社長にお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、排水路のつけかえについては少し時間がかかるので、来年度にそのつけかえを行うということでございますので、若干、先生の認識とは少し違うかもしれません。

○初鹿委員 そもそもやはり、炉規法で液体廃棄物の対象となつていて、基本的に燃料に触れた水だということだと思いませんか。

今回、福島第一原発は、想定していない事故が起こってフォールアウトがあつて、それで放射性物質が敷地内にはまかれた状態になったわけですよ。それで、B排水路とC排水路はもう先に港湾の中に水を流すようにしていた。K排水路はそのままになつていて、でも、気がついたら高濃度の汚染水が流れていたということですよ。

つまり、事故が起こってフォールアウトしたら、どこに放射性物質が行くかわからないから、たまたま今回は屋根の上だったということですから、これも、基本的に、ばらまかれてしまつたら、雨水は汚染をされるものなんじゃないですか。だから、そもそも最初から、炉規法の液体廃棄物の対象に、事故があつたときに限ってですけれども、事故があつてこうやってフォールアウトしたような場合に、液体廃棄物として対処をするということを最初から法律で規定しておいた方がいいのではないかと思います。

事故があるということ想定したくないんですけども、今後何がわかるかわかりません。再稼働しなくても、使用済み燃料はそれぞれの原発の中にとどまってるわけですから、この法律の中で、万が一のときに、雨水についてもきちんと監視していくことを、この際、事前に決めておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○田中政府特別補佐人 まず、そもそも論になりませんが、福島第一原発のように、いわゆるフォールアウト、環境に出すようなことを起こさ

ないということが最も大事なことです。それが新規制基準では、炉心損傷対策とか格納容器破損防止対策、あるいは、万が一出たとしても、その出る量を極力少なくするためにフィルターつきペントをつけるとか、そういった要求をしております。

そういった、万が一、格納容器が破損して放射能が環境に出るような状態が起きた場合には、それを事前に想定して炉規法で決めるというよりは、規制基準を決めるということではなくて、事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことが現実的で、かつ適切な考え方だということに認識しております。

今、K排水路については、ハッチの上の屋根に積もっているということでありまして、これも、もつと大きな問題は、環境に広く放出された放射能の問題があります。だから、これは炉規法の世界ではなくて、それに対しては防災指針、防災法の関連で対処するようにしております。

国際的に見ても、規制基準でこういった今回のような事故の後の汚染水とか事故後の処理を規制しているような例はないというふうに私は理解しております。したがって、今のやり方で私は適切ではないかというふうに考えているところであり

○初鹿委員 それにしても、実施計画の中に入れてるまでは垂れ流し状態になつてしまつていて、ということは明らかですね。これは事故が起ることもある程度やはり想定をした対策をとらないと、事故が起こらないような対策をとっていくことが必要だというのはそのとおりだと思いたすが、今回だつて、絶対に起こらないと言つていたにもかかわらず事故は起こつたわけですから、絶対はないと考えて、事前の策は考えておく必要があるということを指摘させていただいて、もう時間ですので、質疑を終わらせていただきます。

○吉野委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

先ほど来お話が出ておりますけれども、国会事故調の報告に基づいてさまざまな提言がなされております。私自身、今国会、二月の予算委員会で、この国会事故調の報告に基づきまして規制委員長にも質問させていただきました。

この報告書は、七つの提言ということで冒頭提起をされておまして、その中に、先ほど来お話のありますアドバイザーボードの設置もござい

ます。いずれも重要な提言だということに思うわけですが、同時に、原子力規制委員会の三年目の見直しという点も、先ほど同じように指摘がありました。

私からも、改めて、今どのような検討が行われているのか確認をさせていただきます。

○中井政府参考人 原子力規制委員会設置法附則では、原子力利用の安全確保に関する行政組織について、三年以内に、国会事故調査委員会からの報告などを踏まえつつ検討を行い、必要な措置を講ずることとされております。

このため、昨年九月に、小里副大臣を座長といたしまして、福山政務官を座長代理とする省庁横断的な検討チームを設置しております。

そこでこの検討を踏まえて、昨年十月には、内閣府の原子力防災担当の体制強化のため、政策統括官の新たな設置、約五十名の常駐スタッフの配置を行っております。

さらに、三月には、国と地方自治体が一体となつて避難計画の策定支援などを行う地域原子力防災協議会を設置し、また、大規模複合災害への対応を強化することといたしております。

今後、その他の論点につきまして、引き続き検討を行っていくところでございます。

○藤野委員 この規制委員会のあり方の見直しと深くかかわる決定が、昨日、福井地裁で行われたというふうに思っております。

福井地裁は、関西電力高浜原発の三、四号機運転差し止めを認めたわけですが、非常に画期的な判決だというふうに思います。これは、司法の判断によつて実際に原発がとまるという全国で初め

てのケースになるわけですので、非常に大きな意義があると思います。

福井地裁は、この中で、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。」新規制基準は合理性を欠くものである。」と指摘しているわけですが、内閣官房としては、今から見直しをずつとやっていかれるわけだと思ふでなければ、この指摘をどのように受けとめられていますか。

○中井政府参考人 内閣官房におきましては、規制委員会設置法附則の規定に基づきまして三年の見直しを行うということで、現在、政府内で検討を行つてございます。

現在、先ほど先生御指摘の司法の判断について意見を申し述べる立場にはございせんことを御了解いただきたいと思います。

○藤野委員 意見を別に求めているわけじゃないんですけれども、要は、規制委員会の見直しを行う上で、まさに規制基準そのものが不合理であるという指摘ですから、決して無関係じゃないと思ふんです。ですから、そういう意味では、内閣官房としてもしっかり受けとめていただいで、これをそうした見直し、再検討に生かしていくということ強く求めたいと思ふます。

あわせてなんでもすけれども、これは委員長へのお願になるのかもしれませんが、国会事故調の提言というのはいささか多岐にわたつておりまして、先ほど七つと言いましたけれども、その中には、国会のあり方そのものも含まれております。

そして、政府の危機管理体制の見直し、被災住民に対する政府の対応、電気事業者の監視、新しい規制組織の要件、原子力法規制の見直し、そして独立調査委員会の活用ということで、政府の危機管理体制とか政府の住民に対する対応とか、いろいろ政府のことが求められている。

私は昨年の総選挙で選んでいただいた新人なんですけれども、これは先ほど来話があるように、三・一一を受けて、この事故調の報告も踏まえてつくられたこの委員会ということで、しかも、政

府に対するさまざまな提言もなされている。しかし、お聞きをすると、これは基本的には規制委員長との関係で質疑が行われる、大臣も基本的には呼ばないということ聞いて、率直に言つて私は驚いたんです。

アドバイザリーボードもそうですけれども、この事故調の指摘を全面的にやはり受けとめてやっていくという立場に立つのであれば、ここで指摘されているような政府の履行状況とかいろいろなこと、政府にしっかりとやらせよという提言もあるわけですので、この点につきまして、アドバイザリーボードも含めて、当委員会に大臣を呼ぶかどうかも含めて、今後はしっかりと検討をしていただければというふうに思つております。お願いいたします。

○吉野委員長 その件につきましては、理事会できちんと協議をしていきたいと思つております。

○藤野委員 ありがとうございます。改めて、その上で規制委員会にお聞きをしたいと思います。田中規制委員長は、この間、策定段階から、この規制基準につきましてこうおっしゃつていらつしやいます。それ自体では現時点では世界最高レベルのものというふうに考へておりますが、この基準が最後ではない、こういう趣旨ですね。現時点では世界最高レベルのものというふうにご答弁をされていらつしやいます。しかし、先ほどご紹介したんですけれども、その基準に対して福井地裁が、緩やか過ぎる、こういう判断をしたわけでありまして、そのくだりの中で田中委員長自身の言葉も引用されておりました。紹介させていただきますと、「原子力規制委員会委員長の基準の適合性を審査した。安全だということも申し上げない。」という川内原発に關しての発言は、安全に向けてできるだけ限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。」と。この後ろに「新

規制基準は合理性を欠くものである。」と続くわけですが、ですから、まさに委員長の言葉が引用されて、かつ解釈が加えられております。

委員長にお聞きしたいんですけれども、委員長自身の言葉に対するこの解釈ですね、これは事実誤認ではないんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 これについては、昨日もプレス会見で申し上げましたけれども、いわゆる今度の福島第一原子力発電所事故の大きな反省は、これは国会事故調でも言われていますが、絶対安全だというふうには、いわゆる安全神話に陥つていたということが大きな反省点として指摘されています。私はそのとおりだと思います。

要するに、科学技術ですから我々の知見の及ばないこともありまして、そういう点を含めて、私ももとしまして、今考えられることについては、その安全確保のために最大限の努力をして、知恵を絞つて安全規制、基準をつくつたわけですから、そのことをもって絶対安全だとは言えませんと、そのことを申し上げております。

それを裁判官の方がどういうふうな解釈されたかということについては、私の趣旨とは違つたこととは大変残念である、遺憾であるということも申し上げました。

○藤野委員 この点についても事実誤認という趣旨が違つたことではあります。細かい部分はさておき、私も今からはその判決から離れまして、基本的な一般論といひますか、一般論というよりも、むしろ福島原発事故そのものに立ち返つて、ちよつと考へてみたいというふうな思ふんです。

あの福島事故ではさまざまな事象が起きたけれども、私はさき、四号機の使用済み核燃料プールで起きた事象につきまして取り上げたいというふうな思ふんです。

これは有名な話なので先方は御存じのことと思ふんですけれども、この事故調の報告書でも指摘されておりますが、まさにさまざま偶然が重なつて危機を回避したと。しかし、その切迫した

危険性が、当時、いろいろな黒い煙も出たりいろいろして、わからなかつた段階では、アメリカのNRCは在日米国人に五十マイル圏外への脱出を呼びかける。そして内閣としても、当時、避難計画、これも有名な話ですけれども、最大想定では二百五十キロ以上、東京ほぼ全域を含む広範囲の人々への強制移転を求めるといふ内容の避難計画もつくられるということ、それぐらい切迫した、切迫した状況だったということでありまして、しかも、この報告書を読みますと、その危険性があつたと少しで現実のものになりかけたということなんです。

ふだんは張られていない水が入つていたとか、全電源喪失による使用済み核燃料の温度上昇に伴つて生じた水圧の差で、原子炉ウエルと使用済み核燃料プール、両方のプールを遮つていた防壁がずれたことで期せずして水が流れ込んだとか、四号機は水素爆発したんだけどプールの保水機能は維持できたとか、あるいは、爆発で屋根が吹き飛んだがゆえに、かえつてそこから注水ができたとか、まさにさまざまな偶然が重なつて、この使用済み核燃料プールの破滅的事態というのが免れたと指摘をされております。

単なる幸運にすぎなかつたという言葉もあるわけですけれども、委員長にお聞きしますが、この四号機につきまして、委員長も、かなりの偶然が重なつた、ある意味幸運な事象であつたというふうにお考えでしょうか。

○田中政府特別補佐人 事故の状況とかそういう細部については、私が今ここで幸運か幸運でなかつたかということも申し上げる立場にもないし、それはいろいろな解釈があるかというふうにお聞きしております。

○藤野委員 これは多くの方が、やはりかなりいろいろなこと、幸運が重なつたんだなというのが一般的な認識だといふふうに思ふます。幸運といふ言葉を使うかどうかは別としまして、やはりそうした切迫した事象であつたということ私としては強調したいと思ふんです。

この福島事故の教訓から、やはり対策というもつづいていかなければならないだろう。これについては、先ほど、委員長が冒頭、使用済み核燃料につきましては水を張ってほしいといわれ、そこまで簡単にはおっしゃらなかったかもしれませんが、そういう趣旨の発言があったと思うんです。

しかし、やはり使用済み核燃料というのは、場合によっては普通の原子炉内にあるよりも多くの燃料体が保存されていることも多々あるわけでありまして、危険性という点では原子炉内の燃料体と何ら変わらないというふうに思います。問題は、それが原子炉内の燃料体並みの防護施設に守られているのかということだと思えます。

先ほど、他の委員の御質問の中で、全国のサイトに大体一万四千トンの使用済み核燃料があつて、六ヶ所を含めれば一万七千トンというお話もありました。

先私私が原子力規制庁にいただいた資料によりまして、全国で、ことし三月末で、使用済み核燃料は本数にしますと大体五万トン以上あるということとで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、済みません、これは通告していません。先ほどの答弁で私がお話しさせていただいたのは、この五万トンを超える使用済み核燃料の安全性というのは、大体、ほとんどがプールに置かれている。一部、乾式の貯蔵もあるということでありました。ですから、この多くがいわゆる堅固な施設に入っていないというのが今の現状だということに思っていますけれども、委員長、間違いありませんか。

○田中政府特別補佐人 先ほど答弁がありましたけれども、一部、乾式貯蔵容器に入っている部分はありますが、大部分はプールに今保管されている状況であることには間違いはないと思います。

○藤野委員 国会の事故調の報告書の百四十二ページなんですけれども、四号機の事故を振り返った後に、こう指摘しております。「使用済み燃料プールに対しては第五の壁以外の閉じ込める機能がないこと、原子炉よりも多量の燃料が貯蔵

されていることがあることなど、原子炉内とは異なる条件が存在する。」そしてその後、ちよつと飛ぶんですが、「このように、原子炉だけでなく使用済み燃料プール内の燃料管理にも十分な配慮がなされるべきである。」という指摘であります。ですから、やはり福島事故を受けて、しかも、首都圏まで強制避難、移転というような可能性、教訓を踏まえて、使用済み核燃料についても、原子炉内と同じく十分な配慮をすべきだというのが教訓であります。国会事故調の指摘であります。

この点で、原子炉については、いわゆる有名な五重の壁があるわけですが、やはり、使用済み核燃料についてはこれがない。委員長、これでいいんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 使用済み核燃料の場合には、運転中の原子炉の燃料が置かれている環境と違ひまして、高温高圧といったような環境ではございません。使用済み核燃料の場合には、ある程度冷却が進んでいますので、常温以下に保たれた大気圧のプールの中にありますので、一番問題になりますのは、冠水状態が乾いてしまうというのか、水の水位が下がってしまうということでありまして、それにつきましては、今回の規制基準でもそうですけれども、プールについて、それから冠水装置についてはSクラスという、耐震性からいうと最大限の配慮をさせていただいているということでございます。

なおかつ、今回は、そういったシビアアクシデントが起こった場合でも外部からの注水ができるような設備も、可動式になりますけれども、そういった方法も手だてをさせていただいているということで、決して使用済み燃料のリスクを軽んじているわけではございません。

○藤野委員 私もあの審査書を読ませていただいて、要するに、水の部分についてはいろいろ審査をされているというのにはよく承っております。確かに、水についていろいろな対策もとられて

いるなと思うんですが、私が質問しましたのは、要するに、国会事故調は、原子炉内の燃料体と同様に十分な配慮をすべきだ、防護すべきだ、こういう指摘なんです。原子炉内については五重もあって、やっつけている、一応、にもかかわらず、使用済み核燃料についてはプールだと。もちろん第五の壁はあるわけですが、非常に差があるということなんです。それで大丈夫なのかという質問なんです。水とは関係ないんです。

○田中政府特別補佐人 原子炉の場合には、圧力容器とか格納容器とかがありますが、結局、圧力容器は高温高圧を保つために必要な設備であります。それは、防御機能ももちろんありますけれども、そういった非常に過酷な状況じゃないというのが使用済み燃料プールでありますので、まず、冠水の状態さえ保てるということであれば、リスクが大きな、原子炉で起こるようなアクシデントにはならないというふうに我々は判断しております。

○藤野委員 ちよつと今のは驚きました。

この事故調の報告でも、アメリカのNRCで報告が二〇〇四年に出ているんですが、そこでは、使用済み燃料の、要するに水がなくなった場合ですけれども、ジルコニウム火災の懸念、過熱による火災があつて、それは大変問題だから対策をとれという指摘がされているわけです。過酷な状況になり得るわけですよ。

ですから、そういうことも含めてさまざまな、可能かどうかは知りませんが、防護体制がとられている、原子炉内の。しかし、使用済みプールは水だけ。問題は、アメリカでは、その水がなくなったときの話を想定している指摘をしているわけで、ちよつと今の委員長の認識は大変問題があるというふうに思います。

その上で、やはり、そういう基準、審査。この審査はもう本当に水だけです。そういう意味では、スプレッドがどうしたとか、いろいろ、それなりに審査はされているんだと思います。しかし、やはり、事故の経験を踏まえた対応になつてい

のか、事故の教訓を踏まえた基準になつていのかということ、私はこの福井地裁の指摘は重いものがあると。細かな部分というよりも、やはり大きなところで、本当にあの事故の原因は一体何だったのかということも含めて、そこに対応した対策というのを国民が求めているというふうに思っています。

最後になりますけれども、最も新しいNHKの世論調査では、原子力規制委員会が認めた原発は再稼働を進めるといふ安倍政権の方針に賛成は二二%だけです。反対が四七%と二倍以上上つております。そういう意味では、福井地裁の判決というのは、やはりこういう圧倒的な世論と合致しているというふうに思っています。

そういう意味で、規制委員会にとまらず、安倍政権もこの地裁の指摘を真摯に受けとめるべきだということ強く指摘して、私の質問を終わります。

○田中政府特別補佐人 時間が過ぎていのに、申しわけありません。

先ほど、NRC、米国の例が引かれていましたけれども、水がなくなるとジルコニウム・水反応が起こる可能性がある。だから、アメリカも、日本と同様に、水がなくならないような対策を求めているということでありまして、水がなくなつた場合の対策を求めているわけではないということだけは申し上げておきたいと思えます。

○吉野委員長 時間があれますから、簡潔に。

○藤野委員 ありがとうございます。

要するに、水がなくなつたときのことややはり考えることも私は必要だということにも思っていますし、要は、防護が水しかないということを私は言いたいです。そこについてはお答えがないわけですね。それではだめだということを指摘して、質問を終わります。

○吉野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会